

平成25年度

第65回 中小企業団体全国大会への要望事項

東海・北陸ブロック中小企業団体中央会

編集：愛知県中小企業団体中央会

1. 景気対策及び中小企業対策・中小企業連携組織対策

1. 地域経済と雇用を支える中小企業・小規模事業者が安定した企業経営を行えるようスピード感を持った切れ目のない景気対策、具体的かつ効果的な経済対策を講ずること
 - (1) 地域に応じた適時・適切な景気対策を実施すること。
 - (2) 新興国を中心に世界の市場は急速に拡大しており、この成長市場の獲得に向けて、国は「自由貿易協定（FTA）」、「経済連携協定（EPA）」の締結を推進するとともに、「環太平洋パートナーシップ協定（TPP）」の参加交渉に当たっては中小企業の成長・発展に繋がることを第一に据えること。

また、TPP参加にあたっては、デメリットの情報提供を早期に行い、デメリットに対しては中小企業向け支援策を創設すること。
 - (3) 経済のグローバル化が進む中、為替相場の変動が企業経営に与える影響が大きい。このため、為替相場の急激な変動を抑制し、実態経済にあった適正水準を維持すること。
 - (4) 緊急経済対策による多くの補助金について、申請までの準備・検討する期間を十分確保すること。
2. わかりやすい中小企業対策・地域中小企業支援対策の拡充
 - (1) 中小企業支援施策は、実体に即したわかりやすい施策・支援とすること。
 - (2) 地域経済活性化のため、地域資源の活用、地場産業の復興を目的とした、金融・税制・人材育成等の総合的な地域中小企業対策を拡充・強化すること。
 - (3) 大量の電力を消費する事業所に認められている再生可能エネルギー発電促進賦課金に対する特例の減免基準の引き下げを行うこと。
 - (4) 極端な為替の変動によるエネルギーコスト、原材料高騰による中小企業者への負担の軽減
 - (5) 国産製品の購入資金の借入れの際に優遇金利を設定する等、国内産業に特化した地域密着型の金融政策を講ずること、国内及び各地域の景気浮揚を図ること。
 - (6) 国内市場の縮小が避けられない中、中小企業が今後とも発展を遂げるには、成長著しいアジア諸国をはじめとする新興市場を取り込んでいく必要があるが、海外の市場ニーズ把握や販路開拓ノウハウがネックとなっているので、中小企業が海外展開するうえで必要とされる情報、ノウハウ、人材育成を総合的に支援すること。
 - (7) 地域経済の活力と我が国の中小企業製造業が持続的に成長、発展するためのものづくり支援策をさらに充実させること。
 - (8) 中小企業は、急激な円安により高騰している原油・原材料価格を転嫁できず厳しい状況となっている。今後、更に石油製品などの価格が上昇した場合、適正価格で入手できるよう事前に対策を講じ、不当な便乗値上げが行われぬよう監視・抑制を行うこと。

また、中小企業が価格上昇分を円滑に価格転嫁できるよう支援策を講ずること。
 - (9) 生産拠点の海外移転により国内製造業の空洞化は、地域産業の崩壊や雇用機会の喪失などに大きな影響を与えている。特に中小製造業にとっては既存事業の縮小により技術・技能の維持が難しくなっているため、事業転換や新分野進出、新商品開発などの支援施策の拡充・強化を図ること。
 - (10) 海外展開する中小企業を支援するため、外国特許庁に商標等を出願する費用を支援する『地域中小企業知的財産戦略支援事業』の1企業に対する上限額を現行の300万円から500

万円に、補助率2分の1以内を3分の2以内に拡充すること。

3. 中小企業連携組織対策の充実・強化

- (1) 中小企業連携組織を育成・支援するため、中小企業連携組織対策予算を大幅に拡充すること。
- (2) 中小企業組合が組織、業界として取り組む、新分野・新ビジネスの創出、人材育成、新技術・新製品開発、省エネ・環境問題等への支援策の整備を進めること。
- (3) 中小企業活路開拓事業は、組合等が取り組む中小企業振興のための事業であり、共同事業を更に強力で推進する牽引力となる事業であることから引き続き継続すること。
- (4) 事業協同組合をはじめとする中小企業連携組織は、生産性の向上などに大きな役割を果たしていることから、中小企業連携組織対策を中小企業対策の重要な柱として位置づけ、拡充するとともに、同対策の実施を担う中小企業団体中央会の指導体制を強化すること。
- (5) 中央会のコーディネート機能を強化するため、中央会指導員の資質向上を強力で支援すること。

4. 電力の安定供給と省エネ・節電対策支援の強化

原発の稼働停止による恒常的な電力不足と発電コストの高い火力発電等へのシフトにより電力料金が値上げされており、中小企業経営に大きな影響を与えている。原子力発電の安全性の確保と地元住民の理解・納得を前提に、適切な点検を終えた原子力発電については再稼働に取り組み、電気料金の抑制と電力の安定供給を図ること。また、中小企業の省エネ・節電機器、リサイクル設備の導入等の取り組みに対して積極的に支援を行うこと。

(愛知県)

1. 適時・適切な景気対策・法令改正の実施

地域経済の回復をけん引し、我が国の雇用を支える中小企業の活性化を図るため、健全な経済運営に努めるとともに、地域経済の安定成長に向けて中小企業の成長を後押しする、適時・適切な景気対策を実施することが必要であり、法令改正にあたっては、中小企業並びに中小企業組合に対して特段の配慮をすること。

- (1) 地域に応じた適時・適切な景気対策
- (2) 極端な為替の変動によるエネルギーコスト、原材料高騰による中小企業者への負担の軽減
- (3) 大量の電力を消費する事業所に認められている再生可能エネルギー発電促進賦課金に対する特例の減免基準の引き下げ

2. わかりやすい中小企業対策・中小企業連携組織対策の充実・強化

地域経済を支える中小企業が活性化するためには、実体に即したわかりやすい中小企業施策が必要である。

また、中小企業連携組織対策は、中小企業対策の重要な柱としての位置づけを強化するとともに、同対策の実施を担う、中小企業団体中央会の指導体制を強化し、次の対策を講ずること。

(1) 地域中小企業支援対策の拡充

- ① 中小企業支援施策は、実体に即したわかりやすい施策・支援とすること。
- ② 地域経済活性化のため、地域資源の活用、地場産業の復興を目的とした、金融・税制・

人材育成等の総合的な地域中小企業対策を拡充・強化すること。

- ③ 中小企業の海外市場進出への円滑化を図るため、海外展開に必要とされる情報、ノウハウ、人材育成を支援するサポート体制を継続すること。
- ④ 地域経済の活力と我が国の中小企業製造業が持続的に成長、発展するためのものづくり支援策をさらに充実させること。

(2) 中小企業連携組織対策の充実・強化

- ① 中小企業連携組織を育成・支援するため、中小企業連携組織対策予算を大幅に拡充すること。
- ② 中小企業組合が組織、業界として取り組む、新分野・新ビジネスの創出、人材育成、新技術・新製品開発、省エネ・環境問題等への支援策の整備を進めること。

(岐阜県)

1. 景気対策

現在の中小企業の経営環境は、新興国の台頭に伴う競争の激化と低迷する国内需要によって、厳しい経営を強いられている。特に、下請企業においては、新興国の台頭による価格競争は熾烈で、受注価格の低下を招いている。又、円安傾向による燃料や原材料等の高騰や、親会社の在庫圧縮に伴う納期の短縮、コストダウンなど受注環境は一段と厳しくなっている。

国内産業の9割を占める中小企業の振興対策が国の活力源であり、国内でしっかりとものづくりをしてゆく企業力を支援する事が産業振興に繋がる。

このため、更に中小企業振興対策や優遇税制の拡充などをタイムリーに講じること。

また、燃料、原材料等の高騰への対策と価格転嫁に対する下請け対策を講じること。

国の経済再生、経済成長には国民の所得倍増が必要であり、名実ともに成長戦略となる政策を遂行すること。

2. 補助金等の申請について

緊急経済対策による多くの補助金について、申請までの準備・検討する期間を十分確保すること。

3. 中小企業連携組織対策の充実・強化

中小企業連携組織を育成・支援するため、中小企業連携組織対策予算を大幅に拡充すること。また、中央会のコーディネイト機能を強化するため、中央会指導員の資質向上を強力に支援すること。

4. T P P等経済連携の推進

国は「自由貿易協定 (F T A)」、「経済連携協定 (E P A)」の締結を推進するとともに、「環太平洋パートナーシップ協定 (T P P)」の参加交渉に当たっては中小企業の成長・発展に繋がることを第一に据えること。

また、T P P参加にあたっては、デメリットの情報提供を早期に行い、デメリットに対しては中小企業向け支援策を創設すること。

(三重県)

1. 中小企業施策の推進並びに予算の充実・強化

最近の中小企業の取り巻く経営環境は、アベノミクスによる大胆な金融緩和と機動的な財政政策により為替は急激に円安になり、一部輸出関連大企業の業績や生産は持ち直しているものの、県内中小企業は原材料高と原油高によるエネルギーコスト上昇分を価格転嫁できず、経営は厳しい状況にあることから、中小企業に対し引き続き適時・適切な中小企業対

策を実施すること。

また、中小企業連携組織対策を重要な柱とするとともに、その支援機関である中小企業団体中央会の支援体制の整備強化、事業予算の確保に万全を期すこと。

2. 海外展開支援の拡充

海外展開中小企業が外国特許庁に商標等を出願する際、その費用を支援する『地域中小企業知的財産戦略支援事業』はニーズが高く有効であるので、1企業に対する上限額を現行の300万円から500万円に、補助率2分の1以内を3分の2以内に拡充すること。

3. 円安是正及び原油価格の上昇対策

中小企業は、急激な円安により高騰している原油・原材料価格を転嫁できず厳しい状況となっている。今後、更に石油製品などの価格が上昇した場合、適正価格で入手できるよう事前に対策を講じ、不当な便乗値上げが行われないよう監視・抑制を行うこと。

また、中小企業が価格上昇分を円滑に価格転嫁できるよう支援策を講じること。

4. 安価で安定した電力供給の実現

中小企業は、急激な原材料高で収益が悪化している状況にある中、電気料金等の値上げは更なるコスト高をまねくことになるので、国は、安価で安定した電力供給を実現するため、実現可能なエネルギー戦略を早急に構築すること。

(石川県)

1. 切れ目のない景気対策

日本経済は、政府の経済政策や日銀の一段の金融緩和政策への期待を背景に、円安・株高の進行によるプラス効果ははたらか、景気に明るい兆しが見られる一方で、地域の中小企業の多くは、景気回復を実感できないでいる。国は、スピード感を持って、地域経済と雇用を支える中小企業・小規模事業者が安定した企業経営を行えるよう具体的かつ効果的な経済対策を講じること。

2. 中小企業対策・予算

(1) 中小企業連携組織対策を国と地方が一体となり重要な柱として位置付け、中小企業が経営革新・新連携・農商工連携・ものづくり技術の高度化等に果敢に取り組めるよう、同対策の実施を担う中小企業団体中央会の指導体制の整備に万全を期すること。

(2) 日本の貿易収支は、東日本大震災以降、大幅な赤字が続いている。新興国を中心に世界の市場は急速に拡大しており、この成長市場の獲得に向けて、国はF T A (自由貿易協定) やE P A (経済連携協定) の締結拡大を図るとともに、既に参加を表明しているT P P (環太平洋経済連携協定) 交渉においては、中小企業をはじめ国益を最大限確保するルール作りに積極的に取り組むこと。

3. 連携組織の強化

国及び都道府県は中小企業組合の総合支援機関である中小企業団体中央会が中小企業等協同組合法などによる連携組織を積極的に支援できるよう十分な予算措置を講じること。

4. 電力料金抑制対策

電気料金の値上げ抑制のため、十分な安全性の確認と地元の理解が揃った原子力発電所から順次稼働させること。

(富山県)

1. 中小企業対策の拡充・強化

中小企業の景況は、一部に持ち直しの動きがみられるものの、原油・原材料価格の上昇や

人材の確保難などから、依然として厳しい状況が続いている。また、地域間、業種間で回復の度合いやスピードに格差が生じている。

中小企業の実態、地域経済の窮状を的確に把握し、中小企業の経営の安定を図るため、中小企業対策予算の一層の拡充を図るとともに、適切かつ強力な中小企業支援策を講じること。

2. 電力の安定供給と省エネ・節電対策支援の強化

原発の稼働停止による恒常的な電力不足と発電コストの高い火力発電等へのシフトにより電力料金が値上げされており、中小企業経営に大きな影響を与えている。

原子力発電の安全性の確保を前提に、適切な点検を終えた原子力発電については再稼働に取り組み、電気料金の抑制と電力の安定供給を図ること。また、中小企業の省エネ・節電機器、リサイクル設備の導入等の取り組みに対して積極的に支援を行うこと。

3. 為替の安定・維持

経済のグローバル化が進む中、為替相場の変動が企業経営に与える影響が大きい。このため、為替相場の急激な変動を抑制し、実態経済にあった適正水準を維持すること。

4. 国内産業の空洞化対策の強化

生産拠点の海外移転により国内製造業の空洞化は、地域産業の崩壊や雇用機会の喪失等大きな影響を与えている。特に中小製造業にとっては既存事業の縮小により技術・技能の維持が難しくなっているため、事業転換や新分野進出、新商品開発などの支援施策の拡充・強化を図ること。

5. 中小企業の海外販路開拓支援の強化

中小企業が今後とも発展を遂げるには、成長著しいアジア諸国をはじめとする新興市場を取り込んでいく必要があるが、海外の市場ニーズ把握や販路開拓ノウハウがネックとなっているので、中小企業が海外展開するうえで必要とされる情報、ノウハウ、人材育成を総合的に支援すること。

2. 官公需対策

国は、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（官公需法）並びに「平成 25 年度中小企業者に関する国等の契約の方針」に基づき、中小企業者並びに官公需適格組合への官公需発注の増大に努めること。また、より一層の官公需施策の充実・強化を図るとともに、中小企業向け官公需施策の適切な運用を図り、以下の対策を講ずるとともに、国は、地方公共団体に対しても国と同様の「契約の方針」の策定要請を徹底すること。

- (1) 随意契約及び分離分割発注等法令により実施が可能なものについては積極的に活用を図り、中小企業者並びに官公需適格組合の受注機会の増大を図ること。
- (2) 地域経済の活性化、地元中小企業者の育成を最優先に公共調達制度の改善・見直しを行うこと。
- (3) 適正価格での受注確保のため、国等の発注にも最低制限価格制度を導入するほか、低入札価格調査制度を厳格に運用すること。さらに、受注業務完了後は、受注者の資金繰りに影響しないよう可能な限り、迅速な決済事務を図ること。
- (4) 競り下げ入札の導入については、中小企業者等の事業環境が大幅に悪化することがないよう最大限の配慮をすること。

(愛知県)

1. 中小企業者の官公需受注機会の確保

国は、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（官公需法）に基づき、

中小企業者並びに官公需適格組合への官公需発注の増大に努めること。また、より一層の官公需施策の充実・強化を図るとともに、中小企業向け官公需施策の適切な運用を図り、次の対策を講ずること。

- (1) 随意契約及び分離分割発注等法令により実施が可能なものについては積極的に活用を図り、中小企業者並びに官公需適格組合の受注機会の増大を図ること。
- (2) 地域経済の活性化、地元中小企業者の育成を最優先に公共調達制度の改善・見直しを行うこと。
- (3) 適正価格での受注確保のため、国等の発注にも最低制限価格制度を導入するほか、低入札価格調査制度を厳格に運用すること。さらに、受注業務完了後は、受注者の資金繰りに影響しないよう可能な限り、迅速な決済事務を図ること。
- (4) 競り下げ入札の導入については、中小企業者等の事業環境が大幅に悪化することがないよう最大限の配慮をすること。

(岐阜県)

1. 官公需適格組合の受注機会の増大、公共調達制度の見直し

国等及び地方公共団体は「官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律（官公需法）」に基づき、中小企業者並びに官公需適格組合を初めとする中小企業組合への発注の増大に努めているが、地元中小企業者の受注機会の増大を図るため、適正価格での分離分割発注等により一層の官公需施策の充実・強化に努めるなど、中小企業向け官公需施策の適切な運用を図ること。また、過度な低価格競争を助長しかねない競り下げ方式の導入にあたっては中小企業者への負担が大きいことから慎重に対応すること。

(石川県)

1. 官公需対策

官公需の発注等については、閣議決定された「中小企業者に関する国等の契約の方針」に従って、国、地方公共団体の各機関に対し、一層徹底される様努めるとともに、中小企業者並びに官公需適格組合の受注機会の増大を図ること。

(富山県)

1. 官公需対策の強化と地元中小企業者の受注機会の拡大

国等は、「中小企業者に関する国等の契約の方針」で示した中小企業者向け発注目標金額及び目標割合を上回る契約実績の確保に努めるとともに、地方公共団体に対して国と同様の「契約の方針」の策定要請を徹底すること。また、中小企業者並びに官公需適格組合の受注機会の増大に努めること。

3. 下請取引の監視強化と原材料価格上昇等に対する取り組みの強化

下請代金支払遅延等防止法を厳正に運用し、同法に違反する親企業に対する取り締まりを強化するとともに、改正独占禁止法により適用範囲が拡大された課徴金制度を厳正に運用し、不当廉売、優越的地位の濫用などの違反行為に対し実効ある措置を講ずること。
製菓等原料の価格決定における、国内生産者保護目的の上乗せ価格の撤廃を行うこと。

(石川県)

1. 原材料価格上昇等に対する取り組みの強化

- (1) 原材料・原油等の価格の高止まりは恒常化し、中小企業の経営を圧迫し続けている。したがって、原材料等について安定的な供給体制を構築するとともに、価格上昇に対する金融支援等の拡充など総合的な支援対策を講じること。
- (2) 製菓原料の価格決定における、国内生産者保護目的の上乗せ価格の撤廃を行うこと。

(富山県)

1. 中小企業の適正な取引環境の整備

下請代金支払遅延等防止法を厳正に運用し、同法に違反する親企業に対する取り締まりを強化するとともに、改正独占禁止法により適用範囲が拡大された課徴金制度を厳正に運用し、不当販売、優越的地位の濫用などの違反行為に対し実効ある措置を講じること。

4. 情報化支援の充実強化（IT化）

情報技術の利活用が進む大企業と中小企業の格差拡大を防ぐため、中小企業のIT化のためのハード面（情報機器導入資金補助等）・ソフト面（情報担当者育成、システム開発支援等）の支援体制の基盤整備を拡充・強化するとともに、個人情報保護法への対応、情報セキュリティ対策に対する一層の支援拡充を図るため、次の対策を講ずること。

- (1) 中小企業における情報システム担当者の育成支援、中央会が実施する情報化相談等の支援事業を拡充するとともに、全国中央会の中小企業活路開拓調査・実現化事業の更なる拡充をすること。また、クラウドコンピューティングの利活用の促進など中小企業のIT化の支援を拡充すること。
- (2) 個人情報保護への対応や情報セキュリティ対策の導入などに伴う人的・物的及び技術的な安全管理措置への対応に際しては、業種・業態に応じた講習会の実施など、組合等を中心とした中小企業への支援を拡充すること。
- (3) 中小企業のIT関連機器の導入支援補助等のほか、情報システム開発支援補助の両面からの支援をすること。

(愛知県)

1. IT化推進支援策の充実・強化

情報技術の利活用が進む大企業と中小企業の格差拡大を防ぐため、中小企業のIT化のためのハード面（情報機器導入資金補助等）・ソフト面（情報担当者育成、システム開発支援等）の支援体制の基盤整備を拡充・強化するとともに、個人情報保護法への対応、情報セキュリティ対策に対する一層の支援拡充を図るため、次の対策を講ずること。

- (1) 中小企業における情報システム担当者の育成支援、中央会が実施する情報化相談等の支援事業を拡充するとともに、全国中央会の中小企業活路開拓調査・実現化事業の更なる拡充をすること。また、クラウドコンピューティングの利活用の促進など中小企業のIT化の支援を拡充すること。
- (2) 個人情報保護への対応や情報セキュリティ対策の導入などに伴う人的・物的及び技術的な安全管理措置への対応に際しては、業種・業態に応じた講習会の実施など、組合等を中心とした中小企業への支援を拡充すること。

(岐阜県)

1. 中小企業のIT化促進の支援

I Tは中小企業の生産性向上や経営の高度化を図るために有効であるが、その利活用において中小企業と大企業との格差は拡大している。

中小企業のI T化の課題としては、経営資源の中でも資金不足と人材不足に尽きると考える。そこで、以下の支援策を講じること。

(1) 情報機器等導入支援補助

中小企業のI T関連機器の導入支援補助等のほか、情報システム開発支援補助の両面からの支援を求める。

(2) I T担当者等人材育成に関する支援

中小企業のI T人材育成に係る費用補助の支援を求める。

(富山県)

1. 中小企業における情報化支援施策の拡充・強化

情報技術の利活用が進む大企業と中小企業の格差拡大を防止するため、中小企業のI T化推進のためのソフト・ハード両面の支援施策を拡充・強化すること。

5. ものづくり支援対策

1. 国内産業の9割を占める中小企業の振興対策が国の活力源であり、国内でしっかりと、ものづくりをしてゆく企業力を支援することが産業振興に繋がる。

このため、更に中小企業振興対策や優遇税制の拡充などをタイムリーに講ずること。

2. ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金は、地域経済の活力回復と商品開発、人材育成等を図ることのできる優れた仕組みであり、厳しい国際競争下にある中小企業を後押しするため、恒常的な予算措置を講ずること。

(岐阜県)

1. 景気対策

国内産業の9割を占める中小企業の振興対策が国の活力源であり、国内でしっかりとものづくりをしてゆく企業力を支援する事が産業振興に繋がる。

このため、更に中小企業振興対策や優遇税制の拡充などをタイムリーに講じること。

(富山県)

1. ものづくり中小企業の支援

ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金は、地域経済の活力回復と商品開発、人材育成等を図ることのできる優れた仕組みであり、厳しい国際競争下にある中小企業を後押しするため、恒常的な予算措置を講じること。

6. 組合士制度

中小企業組合士制度促進のため、中小企業組合士の社会的地位と資質向上並びに組合士制度促進のため、積極的な振興策を講ずること。

(岐阜県)

1. 中小企業組合士制度の継続と地位向上

昭和49年度より実施している「中小企業組合士制度」は、組合事務局の資質向上を図るとともに中小企業組合の活力ある発展と企業の育成に寄与しており、現在のような厳しい経済環境の中で、中小企業者が生き延びてゆく上で、組合組織が果たす役割も多く、組合士の仕事も重要になってきている。

中小企業組合士の社会的地位と資質向上並びに組合士制度促進のため、積極的な振興策を講ずること。

7. 組合制度

1. 中小企業組合が景気の変動に対応し継続して活性化するとともに、組合員の経済活動の促進を図るため、次の組合制度の改善を図ること。

- (1) 役員の見当方法における指名推選について、出席者全員の同意要件を緩和すること。
- (2) 組合の共同施設等に遊休が生じた場合に、員外利用制限割合を緩和すること。
- (3) 1組合員の出資制限が新規組合員の加入を困難にしている組合等の出資限度制限を緩和すること。
- (4) 商店街振興組合における員外理事の制限を緩和すること。
- (5) 企業組合の事業に従事しなければならない個人組合員の比率を緩和すること。

(岐阜県)

1. 員外利用の緩和

中小企業組合が景気の変動に対応し、安定的かつ円滑に組合運営を行うため、員外利用制限の緩和を図ること。

(三重県)

1. 中小企業組合制度の改善

中小企業組合が景気の変動に対応し継続して活性化するとともに、組合員の経済活動の促進を図るため、次の組合制度の改善を図ること。

- (1) 役員の見当方法における指名推選について、出席者全員の同意要件を3分の2以上に緩和すること。
- (2) 員外利用制限について、組合員の利用分量の総額の50%未満まで緩和すること。
- (3) 1組合員の出資制限について、出資総口数の50%未満に緩和すること。
- (4) 商店街振興組合における員外理事の制限について、理事の定数の2分の1以内に緩和すること。
- (5) 企業組合の事業に従事しなければならない個人組合員の比率を、組合員の2分の1から3分の1に緩和すること。

また、従事組合員の要件を専ら組合事業に携わらなくても兼務することを認めること。

8. 建設関連業種への支援

1. 高度成長期に整備された社会資本の多くが、構造基準の改正や耐用年数の到来により、今後10~20年の間に更新のピークを迎える。社会資本整備を担い、防災など地域を守る建設業界が健全な経営ができるよう、特定時期に集中させることなく計画的に投資すること。

と。

2. 中小建設事業者並びに建設関連事業者が、公共工事の削減に対応するために行う経営革新及び経営基盤強化に対し各種支援策を講ずること。

(石川県)

1. 建設業関係業種への支援

緊急経済対策として、これまで以上の予算が計上されたが、住民の安全を守り、社会の維持を図るため、地元の中小建設業者の持続的経営が不可欠である。その前提として健全な会社経営ができるよう安定的かつ継続的な公共事業予算の確保を行うこと。

- (1) 公共工事の減少により、ダンピング（不当廉売）に近い状況での受注を強いられるため、最低制限価格の引き上げを行うこと。
- (2) 中小建設事業者並びに建設関連事業者が、公共工事の削減に対応するために行う経営革新及び経営基盤強化に対し各種支援策を講ずること。

(富山県)

1. 将来を見据えた計画的な建設投資の推進

高度成長期に整備された社会資本の多くが、構造基準の改正や耐用年数の到来により、今後 10～20 年の間に更新のピークを迎える。社会資本整備を担い、防災など地域を守る建設業界が健全な経営ができるよう、特定時期に集中させることなく計画的に投資すること。

9. 環境対策

1. 中小企業が取り組む、環境配慮型の経営、製品開発、新技術の導入及び新素材開発に対する助成・支援制度の拡充を図ること。
2. 環境マネジメントシステム（ISO14001 やエコアクション 2.1 の取得等）の構築に対する助成・融資等の支援制度の拡充を図ること。
3. 省エネルギー化及び温室効果ガス削減に自主的に取り組むため、太陽光発電や再生可能なエネルギー設備の導入に対する補助制度の拡充。
4. 中小企業者が国内クレジット制度を利活用する場合、税制、資金等について優遇措置を講ずること。
5. 新エネルギー等の導入事業を行う事業者に対する支援のさらなる拡充を図ること。
6. リサイクル製品の普及を進めるため、公共事業での優先的調達などの措置を積極的に講ずること。
7. 土壌汚染対策法や水質汚濁防止法の規制に対応するための助成支援措置の拡大
 - (1) 土壌汚染対策法に基づく助成支援策として、汚染の除去費用のみならず、調査費用も助成対象とするなど支援策の拡大措置を図ること。
また、将来の必要に見込まれる調査費用に充てるため、土壌改良への引当など税制措置を講ずること。
 - (2) 水質汚濁防止法の構造等規制制度に対応するため、施設の仕様や更新などを行う場合には補助制度等の支援を行うこと。
 - (3) 危険物の漏えいによる土壌汚染の早期発見及び早期対策を促進する石油製品販売支援事業の補助対象に事業協同組合を追加すること。
8. 省エネルギー化や温室効果ガス削減に資する設備・施設の導入を促進するために更なる

環境関連優遇措置を講ずること。

9. 環境関連税制の優遇措置の拡充並びに中小企業の負担増となる過度な環境規制への特段の配慮を講ずること。
 - (1) 省エネルギー化や温室効果ガス削減に資する設備・施設の導入を促進するために更なる環境関連優遇措置を図ること。
 - (2) 環境規制において、中小企業にあっては競争力の低下や、大幅な負担増を招くような過度な規制とならないよう十分に配慮すること。
10. 自然災害の発生時や大規模な事故の発生時等の緊急時において、環境影響調査の速やかな実行や、その後の風評被害防止への十分な対策及び経営の再建のための中長期的な視野に立った支援策を講ずること。
11. 国は、経済活性化に一定の役割を果たしたエコカー補助金を復活すること。

(愛知県)

1. 中小企業が取り組む環境課題対策等への更なる支援制度の拡充
 - (1) 中小企業が取り組む、環境配慮型の経営、製品開発、新技術の導入及び新素材開発に対する助成・支援制度の拡充を図ること。
 - (2) 環境マネジメントシステム (ISO14001 やエコアクション2.1の取得等) の構築に対する助成・融資等の支援制度の拡充を図ること。
 - (3) 省エネルギー化及び温室効果ガス削減に自主的に取り組むため、太陽光発電や再生
 - (4) 可能なエネルギー設備の導入に対する補助制度の拡充。
 - (5) 新エネルギー等の導入事業を行う事業者に対する支援のさらなる拡充。
 - (6) リサイクル製品の普及を進めるため、公共事業での優先的調達などの措置を積極的に講ずること。
 - (7) 中小企業が取り組む、緑化対策への技術・資金面での拡充を図ること。
2. 土壌汚染対策法や水質汚濁防止法の規制に対応するための助成支援措置の拡大
 - (1) 土壌汚染対策法に基づく助成支援策として、汚染の除去費用のみならず、調査費用も助成対象とするなど支援策の拡大措置を図ること。
 - (2) また、将来の必要に見込まれる調査費用に充てるため、土壌改良への引当など税制措置を講ずること。
 - (3) 水質汚濁防止法の構造等規制制度に対応するため、施設の仕様や更新などを行う場合には補助制度等の支援を行うこと。
 - (4) 危険物の漏えいによる土壌汚染の早期発見及び早期対策を促進する石油製品販売支援事業の補助対象に事業協同組合を追加すること。
3. 環境関連税制の優遇措置の拡充並びに中小企業の負担増となる過度な環境規制への特段の配慮
 - (1) 省エネルギー化や温室効果ガス削減に資する設備・施設の導入を促進するために更なる環境関連優遇措置を図ること。
 - (2) 環境規制において、中小企業にあっては競争力の低下や、大幅な負担増を招くような過度な規制とならないよう十分に配慮すること。
4. 自然災害発生時や大規模事故発生時における環境影響調査の速やかな実行や、風評被害への救済措置の拡充
自然災害の発生時や大規模な事故の発生時等の緊急時において、環境影響調査の速やかな

実行や、その後の風評被害防止への十分な対策及び経営の再建のための中長期的な視野に立った支援策を講じること。

(三重県)

1. エコカー補助金の復活

国は、経済活性化に一定の役割を果たしたエコカー補助金を復活すること。

(石川県)

1. 環境対策

中小企業者が国内クレジット制度を利活用する場合、税制、資金等について優遇措置を講じること。

10. BCP作成計画

東日本大震災では、部品や素材工場の損壊により供給網が寸断され、大規模な減産に追い込まれるなど、日本経済は大きな打撃を受け、BCP（事業継続計画）の策定やBCM（事業継続マネジメントシステム）構築の重要性が再認識されたので、中小企業組合等を通じた必要性の周知並びに計画策定に対する助成等の支援策を講ずること。

(岐阜県)

1. BCP（事業継続計画）策定支援の強化

東日本大震災では、部品や素材工場の損壊により供給網が寸断され、大規模な減産に追い込まれるなど、日本経済は大きな打撃を受け、BCP（事業継続計画）の策定やBCM（事業継続マネジメントシステム）構築の重要性が再認識された。中小企業組合等を通じた計画策定に対する助成等の支援策を講ずること。

11. 高圧電力料金制度の改訂

1. 電力料金抑制対策

電気事業法で定められている高圧電力料金における契約電力の各月基本料金は、電力会社が30分毎の使用電力（デマンド値）を測定し、その月の契約電力を過去1年間で最も大きい値にする方式によって行われている。しかし、この方式では、現下の大変厳しく、また不安定な経営環境の中、中小事業者において、需要電力が少ない月でも過去1年遡った最大需要電力量相当の料金を支払うことが多大な負担となっている。そこで、基本料金の算定期間の短縮（1年→6ヶ月）又は一定期間内における最大と最低の平均電力量とする料金制度へ改定すること。

(石川県)

1. 電力料金抑制対策

(1) 電気事業法で定められている高圧電力料金における契約電力の各月基本料金は、電力会社が30分毎の使用電力（デマンド値）を測定し、その月の契約電力を過去1年間で最も大きい値にする方式によって行われている。しかし、この方式では、現下の大変厳しくまた不安定な経営環境の中、中小事業者において、需要電力が少ない月でも過去1年遡っ

た最大需要電力量相当の料金を支払うことが多大な負担となっている。そこで、基本料金の算定期間の短縮（1年→6ヶ月）又は一定期間内における最大と最低の平均電力量とする料金制度へ改定すること。

1 2. 地場産業・伝統的工芸品産業の振興対策

地場産業や伝統的工芸品産業は、ものづくりの基盤を支える重要な産業であるが、技術の伝承や後継者問題など業種・業界の存続にかかる課題を抱えている。このため、これら産業の存続発展を図るための抜本的な対策を講ずること。また、これら産地の連携組織である協同組合等を有効に活用し、業界の活性化と産業振興を積極的に推進すること。

（石川県）

1. 地場産業・伝統的工芸品産業の振興対策

地場産業や伝統的工芸品産業は、ものづくりの基盤を支える重要な産業であるが、技術の伝承や後継者問題など業種・業界の存続にかかる課題を抱えている。したがって、これら産業の存続発展を図るため、国の基本政策の一環として抜本的な対策を講ずること。また、これら産地の連携組織である協同組合等を有効に活用し、業界の活性化と産業振興を積極的に推進すること。そのためには、各産地の協同組合等を受け皿としての業界の活性化と産業の振興を強く進めることが必要であるため、各産地の協同組合等に対する支援も併せて講ずること。

（富山県）

1. 地場産業・伝統的工芸品産業の振興対策

地場産業や伝統的工芸品産業は、ものづくりの基盤を支える重要な産業であるが、技術の伝承や後継者問題など業種・業界の存続にかかる課題を抱えている。このため、これら産業の存続発展を図るための抜本的な対策を講ずること。また、これら産地の連携組織である協同組合等を有効に活用し、業界の活性化と産業振興を積極的に推進すること。

1 3. 建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴う規制軽減

宿泊業界は利用者の生命や安全の確保に努めているが、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴い以下のとおり経営的に大きな影響を与えるため対応を願いたい。

- (1) 耐震診断結果を平成 27 年度末までに公表することについては、公表まで十分な期間猶予を講ずること。
- (2) 耐震性に係る表示制度の創設については、営業に大きく影響を及ぼすので一定期間の猶予を願いたい。
- (3) 耐震診断、耐震補強への支援の更なる拡充を願いたい。

（岐阜県）

1. 建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴う規制軽減について

宿泊業界は利用者の生命や安全の確保に努めているが、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴い以下のとおり経営的に大きな影響を与えるため対応を願いたい。

- (1) 耐震診断結果を平成 27 年度末までに公表することについては、公表まで十分な期間猶予を講ずること。

- (2) 耐震性に係る表示制度の創設については、営業に大きく影響を及ぼすので一定期間の猶予を願いたい。
- (3) 耐震診断、耐震補強への支援の更なる拡充を願いたい。

14. 地産地消への取組

国は、地産地消の推奨を図るため、各地の地域産材等を用いた公共物件の使用を制度化すること。

また、本年度から実施する『木材利用ポイント事業』について拡充のうえ、来年度以降も継続し実施すること。

(石川県)

1. 地産地消への取組について

国は、地産地消の推奨を図るため、各地の地域産材等を用いた公共物件の使用を制度化すること。

(三重県)

1. 三重の木、あかね材の需要拡大支援策の拡充

国が本年度から実施する『木材利用ポイント事業』について拡充のうえ、来年度以降も継続し実施すること。

15. メタンハイドレート商業化対策

メタンハイドレートの商業化は、エネルギー資源の大部分を輸入に依存する我が国にとって、エネルギーの安定供給に貢献する新たな国産資源になることが期待されている。

国は、志摩半島沖でメタンハイドレートからガスの取り出しに成功したので、早急にメタンハイドレートガス商業化を実現すること。

(三重県)

1. メタンハイドレート商業化対策

国は、志摩半島沖でメタンハイドレートからガスの取り出しに成功したので、早急にメタンハイドレートガス商業化を実現すること。

16. 道路交通法の緩和

現在の道路交通法では、中型免許を取得するには20歳以上で普通免許を保有し、その通算期間が2年以上必要となっている。

また、普通免許で運転できる貨物車両は、車両総重量5t未満と規定しているが、近年車両重量が増加し、運転できる車両が減少している状況にある。

この様なことから、中小企業が高校新卒等の若年者を雇用しても、直ちに中型免許を必要とする運転業務に従事させることができないので、若年者雇用を促進する観点からも、中型免許の取得年齢等の引き下げと普通免許で運転できる車両総重量を5トン未満から6.5トン未満に改正すること。

(三重県)

1. 道路交通法の緩和

現在の道路交通法では、中型免許を取得するには20歳以上で普通免許を保有し、その通算期間が2年以上必要となっている。

また、普通免許で運転できる貨物車両は、車両総重量5t未満と規定しているが、近年車両重量が増加し、運転できる車両が減少している状況にある。

この様なことから、中小企業が高校新卒等の若年者を雇用しても、直ちに中型免許を必要とする運転業務に従事させることができないので、若年者雇用を促進する観点からも、中型免許の取得年齢等の引き下げと普通免許で運転できる車両総重量を5トン未満から6.5トン未満に改正すること。

1. 中小企業金融対策

1. 金融機関への指導継続と中小企業への円滑な資金供給体制の確立
金融機関に対し、中小企業融資における金融検査マニュアルに基づき財務状況だけでなく技術力、販売力や成長性等経営実態を重視するよう指導を継続すること。
金融商品の特性を十分に説明するなど中小企業者へのきめ細かなコンサルティング機能を一層発揮し、中小企業の資金調達に支障を期たさないよう円滑化法終了後の総合的な対策を継続して行い、中小企業への円滑で迅速な資金供給体制の確立を行うこと。
従来型の産業に対しても金融機関の目利き能力により資金の供給を図り、地域の資金は地域で回し雇用対策に繋げること。
2. 経済対策に呼応した融資条件の緩和等中小企業金融対策の一層の充実
国内産業の空洞化、技術流出に伴う日本企業の国際競争力の低下を食い止める抜本的な経済対策を継続・拡充するとともに、中小企業者及び小規模企業者にも、資金面での迅速かつスムーズな融資制度の創設など金融対策の更なる充実を図ること。
中小企業を支援するための各種金融対策において、長期間の融資、元金返済の据え置き期間の延長、信用保証に過度に依存しない融資の実現を図ること。
法律の改正等により資金需要が生じている中小企業に対し新たな金融措置を講ずるとともに、政策金融で対象業種外とされている業種についても、環境対応への資金融資など目的により対象業種とするなど、融資条件等柔軟に対応すること。
既往貸付についても、中小企業者及び小規模企業者の経営資産を把握して条件緩和を図るなど迅速に対応し、中小企業金融対策の一層の充実を図ること。

(愛知県)

1. 金融機関への指導継続と中小企業への円滑な資金供給体制の確立
金融機関に対し、中小企業融資における金融検査マニュアルに基づき財務状況だけでなく技術力、販売力や成長性等経営実態を重視するよう指導を継続すること。
金融商品の特性を十分に説明するなど中小企業者へのきめ細かなコンサルティング機能を一層発揮し、中小企業の資金調達に支障を期たさないよう円滑化法終了後の総合的な対策を継続して行い、中小企業への円滑で迅速な資金供給体制の確立を行うこと。
従来型の産業に対しても金融機関の目利き能力により資金の供給を図り、地域の資金は地域で回し雇用対策に繋げること。
2. 経済対策に呼応した融資条件の緩和等中小企業金融対策の一層の充実
国内産業の空洞化、技術流出に伴う日本企業の国際競争力の低下を食い止める抜本的な経済対策を継続・拡充するとともに、中小企業者及び小規模企業者にも、資金面での迅速かつスムーズな融資制度の創設など金融対策の更なる充実を図ること。
中小企業を支援するための各種金融対策において、長期間の融資、元金返済の据え置き期間の延長、信用保証に過度に依存しない融資の実現を図ること。
法律の改正等により資金需要が生じている中小企業に対し新たな金融措置を講じるとともに、政策金融で対象業種外とされている業種についても、環境対応への資金融資など目的により対象業種とするなど、融資条件等柔軟に対応すること。
既往貸付についても、中小企業者及び小規模企業者の経営資産を把握して条件緩和を図るなど迅速に対応し、中小企業金融対策の一層の充実を図ること。

国産製品の購入資金の借り入れの際に優遇金利を設定する等、国内産業に特化した地域密着型の金融政策を講ずることで、国内及び各地域の景気浮揚を図ること。

(三重県)

1. 融資慣行の見直し

国は、中小企業に対する固定資産等の物的担保及び人的保証を優先する金融機関の融資姿勢を改め、企業の知的資産や経営者の経営能力等を加味したものにすること。

また、金融庁は『主要行等向けの総合的な監督指針』により、「経営者以外の第三者の連帯保証人がなければ融資に応じないという慣行を排除すること」を規定したので、この指針を金融機関に徹底すること。

併せて、中小企業者の再チャレンジを阻む経営者の個人保証をも求めないことを指針に規定すること。

2. 政策金融機関の機能強化

中小企業向け金融施策への政策金融機関の役割は、重要であり、商工中金及び日本政策金融公庫は、中小企業の状況を的確に把握し、実情に合った事業を展開するなど機能の強化を図るとともに、中小企業専門の政策金融機関としての役割を十分に認識した上で顧客へのサービス強化に努めること。

資金提供の円滑化を図るため低金利への優遇措置をするとともに、借手企業の状況についての細かな実態把握により、不動産担保や個人保証に依存しない融資制度を継続・拡充するなどの措置を行い、中小企業の負担を軽減し積極的な経営ができるようにすること。

(愛知県)

1. 政策金融機関の更なる機能の強化と融資制度の拡充

中小企業向け金融施策への政策金融機関の役割は、重要であり、商工中金及び日本政策金融公庫は、中小企業の状況を的確に把握し、実情に合った事業を展開するなど機能の強化を図るとともに、中小企業専門の政策金融機関としての役割を十分に認識した上で顧客へのサービス強化に努めること。

資金提供の円滑化を図るため低金利への優遇措置をするとともに、借手企業の状況についての細かな実態把握により、不動産担保や個人保証に依存しない融資制度を継続・拡充するなどの措置を行い、中小企業の負担を軽減し積極的な経営ができるようにすること。

(石川県)

1. 金融対策

日本政策金融公庫並びに株式会社商工組合中央金庫が行う、セーフティネット貸付制度をはじめとする融資制度について、時限的なものではなく、恒常的に行うような措置を講ずること。

(富山県)

1. 公的金融機関の機能強化と融資制度の充実

中小企業を取り巻く経営環境は依然として厳しく、公的金融機関の果たす役割が一層重要となっていることから、日本政策金融公庫や商工中金が引き続き地域の実情にあった事業を

展開できるよう、セーフティネット貸付制度をはじめとする融資制度のさらなる充実を含め、万全の措置を講じること。

3. 信用補完制度の充実

1. 信用補完制度については、企業の信用リスクに応じて信用保証のあり方を見直し、不動産担保・人的保証に過度に依存しない無担保融資・保証による融資制度の延長、拡充を図り、震災復興のための資金については保証料率の更なる引き下げを図ること。
保証審査期間の短縮や迅速な手続き、事務の簡略化、各種保証制度のPRの充実等を図り、中小企業者及び小規模企業者の資金調達の円滑化を図ること。
2. 信用補完制度における責任共有制度の導入により、金融機関の中小零細企業に対する貸し渋りの再燃など中小企業金融の円滑化に支障が生じることのないようその動向について注視し、金融機関に対し適切な対処を行うこと。

(愛知県)

1. 信用補完制度の充実

信用補完制度については、企業の信用リスクに応じて信用保証のあり方を見直し、不動産担保・人的保証に過度に依存しない無担保融資・保証による融資制度の延長、拡充を図り、震災復興のための資金については保証料率の更なる引き下げを図ること。

保証審査期間の短縮や迅速な手続き、事務の簡略化、各種保証制度のPRの充実等を図り、中小企業者及び小規模企業者の資金調達の円滑化を図ること。

(石川県)

1. 信用補完制度

信用補完制度における責任共有制度の導入により、金融機関の中小零細企業に対する貸し渋りの再燃など中小企業金融の円滑化に支障が生じることのないようその動向について注視し、金融機関に対し適切な対処を行うこと。

4. 高度化融資制度の弾力的運用

1. 中小企業高度化資金について、返済条件を弾力的に運用するとともに、延滞金が大きな負担となっているので撤廃すること。
2. 高度化融資制度は独立行政法人中小企業基盤整備機構の直接貸付とし、申請手続の簡略化、迅速化を図ること。

(三重県)

1. 高度化資金融資制度の弾力的運用

中小企業高度化資金について、返済条件を弾力的に運用するとともに、延滞金が大きな負担となっているので撤廃すること。

(石川県)

1. 高度化融資制度

高度化融資制度の拡充強化をはかること。

(富山県)

1. 高度化資金貸付制度の見直し

都道府県の貸付、債権管理事務負担を軽減するため、B方式の対象事業の拡大に努めること。また、既往借入に係る条件変更手続きの簡略化を図ること。

5. 金融円滑化法の期限到来後の対応

国は、中小企業金融円滑化法の期限到来を受けて、中小企業・小規模事業者経営改善支援対策本部を設置し、中小企業・小規模事業者の経営改善を集中的に支援することとしているが、その実効を確実なものとする。

(三重県)

1. 円滑な資金供給等

本年3月末に、中小企業金融円滑化法（以下円滑化法という。）が終了したことに伴い、国及び県は、中小企業の円滑な資金確保に支障をきたさないよう、次の対応策を講じること。

- (1) 金融庁の「円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針」に規定した、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるべきということを、円滑化法の期限到来後においても何ら変わらないことを金融機関に徹底すること。
- (2) 県は、貸付条件の変更等を行っているが独自の技術等を有し、金融支援があれば存続が可能な中小企業に対し、既存の保証限度額の別枠の特別保証（円滑化法対応特別保証）を創設するなど救済措置を講じること。

(岐阜県)

1. 中小企業金融円滑化法の期限到来後の対応

中小企業金融円滑化法の期限到来を受け、金融機関によるコンサルティング機能による出口戦略が講じられたが、一過性のものとせず、継続した支援を講ずること。

(富山県)

1. 中小企業金融円滑化法期限切れ後の金融対策

国は、中小企業金融円滑化法の期限到来を受けて、中小企業・小規模事業者経営改善支援対策本部を設置し、中小企業・小規模事業者の経営改善を集中的に支援することとしているが、その実効を確実なものとする。

6. 中小企業倒産防止共済制度の見直し

加入後6ヶ月以上経過しないと貸付を受けられない期間の短縮と掛金総額の1割を手数料として徴収する制度を見直すこと。

(三重県)

1. 中小企業倒産防止共済制度

中小企業金融円滑化法の終了によって連鎖倒産が懸念されるので、中小企業倒産防止共済制度について、加入後6ヶ月以上経過しないと貸付を受けられない期間の短縮を行う等、制度の拡充を行うこと。

(石川県)

1. 中小企業倒産防止共済制度

貸付けの際に掛金総額の1割を手数料として徴収する制度を見直すこと。

7. 信用組合の要件を緩和

信用組合が、地域中小企業の要請に積極的に応えられるよう、信用基盤の確立、経営体質の強化について全面的に支援するとともに、中小企業政策金融機関の代理業務並びに国庫歳入金の収納業務の取扱について、要件を緩和、拡大する措置を講ずること。

(石川県)

1. 金融その他

信用組合が、地域中小企業の要請に積極的に応えられるよう、信用基盤の確立、経営体質の強化について全面的に支援するとともに、中小企業政策金融機関の代理業務並びに国庫歳入金の収納業務の取扱について、要件を緩和、拡大する措置を講ずること。

税 制

1. 消費税

1. 消費税の引き上げに際しては、景気条項はもとより、中小企業の業況を十分に踏まえ、慎重に判断し実施すること。
2. 消費税引き上げの必要性和適正な価格転嫁の実行について、特に一般消費者や競争が激しい小売業界等に対し周知徹底を図ること。また、取引上の優越的地位を利用した納入価格の消費税引き上げ相当額の引き下げや転嫁の拒否等、不公正取引の取り締まり強化、監視並びに指導を徹底して行うこと。
3. 特別措置で時限的に認められている消費税の外税表示を恒常化すること。
4. 食料品等の生活必需品に対しては、軽減税率を適用すること。

(愛知県)

1. 消費税率引上げ時期の延期と中小企業に対する負担軽減

社会保障強化のため実施される消費税率引上げの必要性については、一定の理解はできるが、中小企業の大変厳しい経営環境に配慮し、より一層の行財政改革を行い、引き上げ時期の延期、二重課税の排除、非課税枠の拡大等、十分な措置を講ずること。

(岐阜県)

1. 消費税

消費税の引上げについては、中小企業者の価格転嫁や価格表示の改訂が円滑に図られるよう、過去の実態を踏まえて、十分な検討を重ねるとともに、特段の配慮をお願いしたい。また、食料品については、軽減税率を適用するようすること。

(三重県)

1. 消費税について

国は、2014年4月から段階的に消費税を引き上げることとしているので、次の項目を検討のうえ対応すること。

- (1) 消費税率の引き上げは、経済成長を厳格に精査して慎重に行うこと。
- (2) 「消費税転嫁対策法」による価格転嫁対策について実効性ある対応を行うとともに、価格表示について弾力的な運用を恒久化すること。
- (3) 消費税率の引き上げを決定した場合は、中小企業に対する消費税の、免税点の適用上限の引き上げを行うこと。

(石川県)

1. 消費税

- (1) 消費税の引き上げに際しては、景気条項はもとより、中小企業の業況を十分に踏まえ、慎重に判断し実施すること。
- (2) 消費税引き上げの必要性和適正な価格転嫁の実行について、特に一般消費者や競争が激しい小売業界等に対し周知徹底を図ること。また、取引上の優越的地位を利用した納入価格の消費税引き上げ相当額の引き下げや転嫁の拒否等、不公正取引の取り締まり強

- 化、監視並びに指導を徹底して行うこと。
- (3) 特別措置で時限的に認められている消費税の外税表示を恒常化すること。

(富山県)

1. 消費税について

消費税率の引上げは短期間に2段階で行われることや経過措置があることから、複数税率が混在することが考えられる。また、平成25年度税制改正大綱では、「消費税率10%引き上げ時に軽減税率導入を目指す」とされたが、今後軽減税率が導入された場合、会計システムだけでなくレジや販売管理システムなど広範なシステムの改修が必要になる。

このため、対象品目や軽減する消費税率の検討にあたっては、中小企業に過度な負担とならないよう配慮すること。

2. 法人税

1. 国際競争力の向上や立地環境の改善等を図り、国内投資や雇用創出を促進するため、中小企業の成長を第一に、法人税率の更なる引下げと中小法人に対する軽減税率の引下げを図ること。また、その適用所得範囲を撤廃すること。
2. 中小企業組合及び中小企業の法人税率を引き下げ、中小法人軽減税率の適用を資本金3億円以下に引き上げること。
3. 企業組合及び協業組合の法人税率を引き下げること。
4. 収益の悪化している中小企業の経営を支援するため、欠損金の繰戻し還付制度において、通算できる期間を前3年に拡充すること。また、欠損金の繰越控除期間の無期限化を図ること。

(愛知県)

1. 中小法人に対する法人税の軽減税率の引下げとその適用所得範囲の撤廃

国際競争力の向上や立地環境の改善等を図り、国内投資や雇用創出を促進するため、中小企業の成長を第一に、法人税率の更なる引下げと中小法人に対する軽減税率の引下げを図ること。また、その適用所得範囲を撤廃すること。

2. 欠損金の繰戻し還付制度の拡充と繰越控除期間の無期限化

収益の悪化している中小企業の経営を支援するため、欠損金の繰戻し還付制度において、通算できる期間を前3年に拡充すること。また、欠損金の繰越控除期間の無期限化を図ること。

(三重県)

1. 中小企業関係税制の一層の充実・強化

中小企業組合及び中小企業の経営基盤強化と積極的な事業展開を促進するため、税負担の軽減と中小企業が不利にならないよう、次の関係税制の充実・強化を図ること。

- (1) 中小企業の法人税の軽減税率を11%に引き下げること。
- (2) 中小法人軽減税率の適用を資本金3億円以下に引き上げること。

- (4) 中小企業の法人税の軽減税率適用所得金額 800 万円以下を 1,600 万円以下に引き上げることを。

(石川県)

1. 法人課税・中小企業軽減税率
- (1) 中小企業及び協同組合等の軽減税率の適用を 3 年に限らず、更に延長すること。
- (2) 企業組合及び協業組合の法人税率を引き下げること。

(富山県)

1. 法人税率の引き下げの恒久化
- 中小法人・中小企業組合の法人税の軽減税率を恒久化するとともに、軽減税率適用所得の大幅な引き上げを図ること。

3. 事業承継税制

1. 同族会社の留保金課税について、自己資本の蓄積を行って経営基盤の強化を図ることを阻害する留保金課税制度は廃止すること。
- 事業承継については、中小企業が事業基盤を損なうことなく、後継者に円滑に事業を承継し発展できるよう、自社株や事業用地の評価方法についての見直しを含め、納税猶予制度の更なる充実を図ること。
2. 中小企業の事業承継を円滑に進めることができるよう、「非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」における非上場株式の株価について、後継者の負担軽減のため、その評価額を原則額面とすること。

(愛知県)

1. 同族会社に対する留保金課税の全面的な廃止と円滑な事業承継税制の更なる充実
- 同族会社の留保金課税について、自己資本の蓄積を行って経営基盤の強化を図ることを阻害する留保金課税制度は廃止すること。
- 事業承継については、中小企業が事業基盤を損なうことなく、後継者に円滑に事業を承継し発展できるよう、自社株や事業用地の評価方法についての見直しを含め、納税猶予制度の更なる充実を図ること。

(三重県)

1. 事業承継税制の改善
- 中小企業の事業承継を円滑に進めることができるよう、「非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」における非上場株式の株価について、後継者の負担軽減のため、その評価額を原則額面とすること。

(石川県)

1. 同族会社・事業承継税制
- 同族法人の経営基盤の強化を図ることを阻害する留保金課税制度を廃止すること。

(富山県)

1. 同族会社の留保金課税制度の廃止

同族会社の留保金課税制度は、中小企業が自己資本の蓄積を行い経営基盤の充実・強化を図ることを阻害するものであり、廃止すること。

4. 軽油引取税

1. 軽油引取税において、当分の間として措置されている特例税率（旧暫定税率）を早急に廃止すること。
2. 中小企業の安定、製品等の安定供給の観点から、生産・製造工程などで使用する軽油に対する免税措置について恒久化を図ること。

(愛知県)

1. 軽油引取税について特例税率を早急に廃止すること

軽油引取税において、当分の間として措置されている特例税率（旧暫定税率）を早急に廃止すること。

2. 軽油引取税の課税免税措置の恒久化を図ること

中小企業の安定、製品等の安定供給の観点から、生産・製造工程などで使用する軽油に対する免税措置について恒久化を図ること。

(岐阜県)

1. 軽油引取税

現在、碎石場等で採石作業に使用する軽油については平成24年度から3年間の期間限定で免税措置がとられているが、中小企業にとっては、免税措置が廃止された場合、価格に転嫁することは困難であり、経営を圧迫することとなる。中小企業の経営維持のため現行の課税免除措置の恒久化すること。

5. 中小企業投資促進税制

1. 中小企業の思い切った設備投資を可能とし、生産性の一層の向上を実現するため、新分野進出の際の税制優遇を含め、中小企業投資促進税制の充実を図ること。また、本税制について恒久化を図ること。
2. 中小企業の情報化関連設備投資促進のため、現在のIT投資等に係る中小企業投資促進税制の対象資産の設定条件(取得価格等)を緩和すること。

(愛知県)

1. 中小企業投資促進税制の拡充及び恒久化を図ること

中小企業の思い切った設備投資を可能とし、生産性の一層の向上を実現するため、新分野進出の際の税制優遇を含め、中小企業投資促進税制の充実を図ること。また、本税制について恒久化を図ること。

(岐阜県)

1. 中小企業投資促進税制

中小企業の情報化関連設備投資の促進のため、以下の取組みを税制面から支援していく必要があることから、租税特別措置の拡充を図ること。

○中小企業投資促進税制の拡充

中小企業投資促進税制は、機械・設備投資やIT投資等の促進等幅広い設備を対象としている。

しかし、IT投資等の対象資産に限って言えば、IT技術の進展によるIT投資の内容の変化、あるいは投資対象となる設備やソフトウェアのコンパクト化や低廉化等が進展し、現在の対象資産の設定条件(取得価格等)ではハードルが高いことから、条件の緩和を図ること。

(富山県)

1. 中小企業投資促進税制の拡充

中小企業の思い切った設備投資を可能とし、生産性の一層の向上を実現するため、中小企業投資促進税制の拡充を図ること。また、本税制について恒久化を図ること。

6. 自動車関係税制

1. わが国の自動車関係諸税は国税と地方税を合わせて現在8種類におよび、中小運送業並びに自動車業界をはじめ関連中小企業にとっては過重な税負担を強いられ、経営を圧迫しているため、自動車関係諸税を軽減すること。
2. 揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税について、本則税率を大幅に上回る暫定税率を軽減するとともに、消費税との二重課税であることから、過重な税負担を見直すこと。

(三重県)

1. 自動車関連税制の見直し

わが国の自動車関係諸税は国税と地方税を合わせて8種類におよび、中小運送業並びに自動車業界をはじめ関連中小企業にとっては過重な税負担を強いられ、経営を圧迫しているため、自動車税の廃止を含む自動車関係諸税を軽減すること。

(石川県)

1. 自動車関係税

(1) ガソリン税等に関する本則税率を大幅に上回る暫定税率を見直すこと。

(2) 自動車取得税及び揮発油税は、消費税との二重課税であることから過重な税負担を見直すこと。

(富山県)

1. 自動車関係税制の見直し

自動車取得税及び揮発油税は、消費税との二重課税であることから早急に廃止すること。また、燃料価格高騰時の軽油引取税の課税停止措置(トリガー条項)の凍結を解除すること。

7. その他中小企業・中小企業組合税制の充実強化

1. 「地球温暖化対策のための税」いわゆる環境税の導入により、全化石燃料に対してCO₂排出量に応じた税率が石油石炭税に上乘せられるが、中小企業者において過度の負担増とならないよう、免税・還付措置等の負担軽減措置を講ずること。
2. 廃棄物・リサイクル対策や環境汚染の防止などに係る環境関連税制措置の延長及び対象となる施設・設備の範囲、償却率、課税標準特例の拡充を図ること。
3. 異常危険準備金は租税特別措置法上、火災共済組合の「火災共済」のみ損金算入が可能であるので、他の「共済」についても同様の取り扱いとすること。
4. 政令指定都市や人口 30 万人以上の指定市などに課せられている事業所税は、不公平感や重税感が強いので廃止、又は床面積 1,000 平方メートル以下の資産割、従業者数が 100 人以下である場合の従業者割の非課税範囲の拡大など、負担軽減措置の拡大を図ること。
5. 役員報酬の損金不算入制度を原則廃止すること。
6. 中小企業高度化資金の返済金や、高度化資金で建設した施設の修理費等を組合が積立金に繰り入れたときは、全額損金算入できるようにすること。
7. 退職給与引当金と賞与引当金の繰入れについて損金算入制度を復活させること。
8. 自社利用目的のソフトウェア（無形固定資産）の償却年数を、現行の 5 年から 3 年に短縮すること。

(愛知県)

1. 環境税における中小企業に対する負担軽減
「地球温暖化対策のための税」いわゆる環境税の導入により、全化石燃料に対してCO₂排出量に応じた税率が石油石炭税に上乘せられているが、中小企業者において過度の負担増とならないよう、免税・還付措置等の負担軽減措置を講ずること。
2. 特定共済組合が積み立てる異常危険準備金の損金算入の導入
異常危険準備金は租税特別措置法上、火災共済組合の「火災共済」のみ損金算入が可能であるので、他の「共済」についても同様の取り扱いとすること。
3. 中小企業に対する固定資産税の実効ある軽減措置の導入
大都市圏の商業地等の中小企業では固定資産税負担が依然、経営を圧迫しているため、中小企業にとって真に実効ある固定資産税の負担軽減のための措置を講ずること。
4. 事業所税の廃止又は軽減措置の拡大
政令指定都市や人口 30 万人以上の指定市などに課せられている事業所税の廃止、又は床面積 1,000 平方メートル以下の資産割、従業者数が 100 人以下である場合の従業者割の非課税範囲の拡大など、負担軽減措置の拡大を図ること。

(三重県)

1. 役員報酬の損金不算入制度を原則廃止すること。
2. 少額減価償却資産の損金算入特例制度の上限 300 万円を撤廃し恒久化すること。
事業所税の廃止等
3. 不公平感や重税感が強い事業所税については「廃止」または「免税点」制度を拡大すること。
4. 高度化資金融資制度の返済に係る優遇措置
中小企業高度化資金の返済金や、高度化資金で建設した施設の修理費等を組合が積立金に繰り入れたときは、全額損金算入できるようにすること。

(石川県)

1. 税制その他
 - (1) 退職給付引当金と賞与引当金の損金算入制度を復活させること。
 - (2) 自社利用目的のソフトウェア（無形固定資産）の償却年数を、現行の 5 年から 3 年に短縮すること。
 - (3) 廃棄物・リサイクル対策や環境汚染の防止などに係る環境関連税制措置の延長及び対象となる施設・設備の範囲、償却率、課税標準特例の拡充を図ること。
 - (4) 中小企業投資促進税制の更なる拡充を図るとともに恒久化すること。

1. まちづくり、中心市街地活性化

1. 24年度補正予算により講じられた商店街組織に対する補助金「地域商店街活性化事業」、「商店街まちづくり事業」は、全国の商店街組織の注目を集め多数の応募があったことから、平成25年度以降も継続して実施すること。
2. 防災及び減災を意識した安心・安全な魅力あるまちづくりのための支援を拡大すること。
3. 円滑に商業流通活動を行うため、中心市街地の国道に運送業者の荷捌きスペースや救急車両・障がい者用車両の一時駐車スペースを確保すること。
4. 商店街等が負担する公共性の高い共同施設（アーケード等）の保守・修繕費用に対する助成制度について、平成24年度補正予算「商店街まちづくり事業」が創設されたが、時間限的なものであるため、恒常的に保守・修繕費用に対する助成制度を創設すること。また、共同施設設置並びに維持・管理に係る資金を借り入れる際に、個人保証の免除等の弾力的運用を図ること。
5. 公共・公益性のある共同施設（駐車場等）は地域の活性化、地域社会の発展に大きな役割を担っており、それらに係る固定資産税等の負担軽減する措置を講ずること。
6. 近年、様々な業態の大型店が進出することが多くなったことにより、商圈間の競合が一層激化し、地域における既設の中小の共同店舗が苦慮している。また、組合員の高齢化に伴う後継者不足も深刻な状況となりつつある。これらの要因により、組合員が脱退した後の空きスペース対策に中小の共同店舗は苦慮していることから、新たに入居する組合員に対し、入居費や改装費等の助成制度を創設すること。
7. 中心市街地に立地するマンションやオフィスビルについては低層部分に商業機能を配置することを建設条件とするなどにより、都市機能を中心市街地に集約させること。
8. 地域の商店街が新たな事業に取り組むにあたり、それらを統括できる人材、また、事業推進にあたり外部機関への申請手続きや折衝等を行うことができる人材を育成する制度を設けること。

(愛知県)

1. 魅力あるまちづくりの推進と中小商業支援策の拡充・強化
 - (1) 近隣の中小事業者の経営を圧迫していることから営業休日の減少や長時間営業などを行う大規模商業施設に対して自粛指導を強力に行うこと。
 - (2) 中小商業の経営改善や事業承継を円滑に進めるための専門家派遣の継続・拡大
 - (3) 防災及び減災を意識した安心・安全な魅力あるまちづくりのための支援拡大
 - (4) 公共性の高い共同施設の撤去・保守・修繕費用に対する助成制度を推進すること。

(岐阜県)

1. 中小流通業対策の強化

近年、様々な業態の大型店が進出することが多くなったことにより、商圈間の競争が一層激化し、地域における既設の中小の共同店舗が苦慮している。また、組合員の高齢化に伴う後継者不足も深刻な状況となりつつある。これらの要因により、組合員が脱退した後の空きスペース対策に中小の共同店舗は苦慮していることから、新たに入居する組合員に対し、入居費や改装費等の助成制度を創設すること。

(三重県)

1. 商店街活性化への支援

要望先 国・県・市及び町

商店街が賑わいを取り戻し、まちの中心地として活性化するためには、国・県・市及び町と地域商業者と大型店等が一体となったまちづくりを行う必要があるため、次の措置を講じること。

- (1) 24年度補正予算により講じられた商店街組織に対する補助金「地域商店街活性化事業」、「商店街まちづくり事業」は、全国の商店街組織の注目を集め多数の応募があったことから、平成25年度以降も継続して実施すること。
- (2) 円滑に商業流通活動を行うため、中心市街地の国道に運送業者の荷捌きスペースや救急車両・障がい者用車両の一時駐車スペースを確保すること。

(石川県)

1. まちづくり

- (1) 中心市街地に立地するマンションやオフィスビルについては低層部分に商業機能を配置することを建設条件とするなどにより、都市機能を中心市街地に集約させること。
- (2) 商店街等が負担する公共性の高い共同施設（アーケード等）の保守・修繕費用に対する助成制度について、平成24年度補正予算「商店街まちづくり事業」が創設されたが、時間限的なものであるため、恒常的に保守・修繕費用に対する助成制度を創設すること。また、共同施設設置並びに維持・管理に係る資金を借り入れる際に、個人保証の免除等の弾力的運用を図ること。
- (3) 地域の商店街が新たな事業に取り組むにあたり、それらを統括できる人材、また事業推進にあたり外部機関への申請手続きや折衝等を行うことができる人材を恒常的に育成する制度を設けること。
- (4) 公共・公益性のある共同施設（駐車場等）は地域の活性化、地域社会の発展に大きな役割を担っており、それらに係る固定資産税等の負担軽減する措置を講ずること。

2. 空き店舗対策等

商店街空き店舗対策を拡充し、共同店舗に対しても空きスペースの入居費(賃貸料)や改装費等の助成制度を創設すること。また、資金面の支援の後に、事業を継続するための支援制度も創設すること。

2. 大型店等に対する適正な規制・指導の強化

- | |
|---|
| 1. 近隣の中小事業者の経営を圧迫していることから営業休日の減少や長時間営業などを行う大規模商業施設に対して自粛指導を強力に行うこと。 |
|---|

2. 大型店や大資本チェーン店、地権者などに商店街組合への加入や、地域交流、商店街活動及び社会貢献への積極的な協力を求める地域貢献条例等の制定を促進すること。
3. 大規模集客施設の郊外開発行為に対して厳格かつ適正に対処するため、土地利用に関するゾーニングの条例やガイドラインの制定を促進すること。

(愛知県)

1. 魅力あるまちづくりの推進と中小商業支援策の拡充・強化
 - (1) 近隣の中小事業者の経営を圧迫していることから営業休日の減少や長時間営業などを行う大規模商業施設に対して自粛指導を強力に行うこと。
2. まちづくりに関する指針等の策定

商店街が賑わいを取戻し、まちの中心地として活性化するためには、自治体、地域事業者と大型店等が一体となったまちづくりを行う必要があるため、大型店や大手チェーン店等に商店街組合への加入や地域交流、社会貢献等への積極的な協力を求める指針等を策定すること。
3. 商店街共同施設への助成

商店街組合等の公共性が高い共同施設（アーケード、街路灯等）の設置、維持管理等の費用に対する助成制度を拡充強化すること。

(石川県)

1. 大型店等に対する適正な規制・指導の強化
 - (1) 大規模集客施設の郊外開発行為に対して厳格かつ適正に対処するため、土地利用に関するゾーニングの条例やガイドラインの制定を促進すること。
 - (2) 大型店や大資本チェーン店、地権者などに商店街組合への加入や、地域交流、商店街活動及び社会貢献への積極的な協力を求める地域貢献条例等の制定を促進すること。

3. 公正な競争環境の整備・下請取引の適正化

1. 流通業等において大規模小売業やインターネット取引における不当廉売、納入業者に対する不当返品、押し付け販売、協賛金要請等の優越的地位を濫用した不公正な取引方法に対して国は迅速かつ的確に対処すること。
2. 不公正な取引が顕著な全ての業種について、弱い立場にある下請中小企業者が親事業者・発注事業者による優越的地位の濫用等により不当な取引条件を強要されることがないように下請法の機能強化を行うとともに、新たな業種別ガイドラインを作成し、不公正な取引方法に対しては更なる規制を強化すること。
3. 公正取引委員会は、独占禁止法を厳正に適用し、中小企業に不利益を与える不当廉売等の不公正な取引方法に対し迅速かつ実効性のある対処を行うこと。

(愛知県)

1. 不当廉売及び下請取引の適正化

- (1) 流通業等において大規模小売業やインターネット取引における不当廉売、納入業者に対する不当返品、押し付け販売、協賛金要請等の優越的地位を濫用した不公正な取引方法に対して国は迅速かつ的確に対処すること。
- (2) 不公正な取引が顕著な全ての業種について、弱い立場にある下請中小企業者が親事業者・発注事業者による優越的地位の濫用等により不当な取引条件を強要されることがないように下請法の機能強化を行うとともに、新たな業種別ガイドラインを作成し、不公正な取引方法に対しては更なる規制を強化すること。

(三重県)

1. 不当廉売に対する迅速な対応

公正取引委員会は、独占禁止法を厳正に適用し、中小企業に不利益を与える不当廉売等の不公正な取引方法に対し迅速かつ実効性のある対処を行うこと。

(石川県)

1. 公正な競争環境の整備

不公正取引の影響が顕著な業種について、新たに不当廉売や優越的地位の濫用等に関する業種別ガイドラインを作成すること。

4. 中小企業物流対策支援

1. 原油・原材料価格が不安定に推移する中、中小企業にとっては調達コスト、物流コストの変動により、経営の安定化に影響を与えている。原油、原材料、電力等の資源・エネルギーの安定供給並びに価格の適正化のため、総合的な資源・エネルギー支援策を推進すること。
2. 原油価格が高騰したことにより、特に中小運送業の燃料コストが上昇し、厳しい経営状況となっているので、燃料購入費の補てんや燃料サーチャージ制の導入を支援し、中小運送業が円滑に燃料の調達ができるよう取り組むこと。
3. 県内道路の慢性的な交通渋滞を解消するため、早急に主要な道路の整備を行い、物流の効率化を図ること。

(愛知県)

1. 原油・原材料高騰への支援策の強化

原油・原材料価格が不安定に推移する中、中小企業にとっては調達コスト、物流コストの変動により、経営の安定化に影響を与えている。原油、原材料、電力等の資源・エネルギーの安定供給並びに価格の適正化のため、総合的な資源・エネルギー支援策を推進すること。

(三重県)

1. 軽油等の燃料費上昇に対する支援

軽油価格が高騰したことにより、特に中小運送業の燃料コストが上昇し、厳しい経営状況となっているので、燃料購入費の補てんや燃料サーチャージ制の導入を支援し、中小運送業が円滑に燃料の調達ができるよう取り組むこと。

2. 道路整備の推進

県内道路の慢性的な交通渋滞を解消するため、早急に主要な道路の整備を行い、物流の効率化を図ること。

(富山県)

1. 燃料サーチャージ制度の導入促進

運送原価に占める燃料費のウェイトが高い中小運送事業者が、燃料価格高騰時に円滑に価格転嫁できるよう燃料サーチャージ制度の導入を促進すること。

5. 高速道路割引制度

1. 大口・多頻度割引やマイレージ割引を継続させるとともに、それらの共同精算事業が成り立つよう制度を継続させること。

2. 中小企業の負担軽減となるように高速道路の料金制度を見直すこと。

(愛知県)

1. 中小物流業対策支援の強化

(1) 高速道路料金の適正化及び大口・多頻度割引・ETC割引・ETCマイレージの各種割引制度の継続及び更なる拡充を強化すること。

(2) 中小運輸業の健全で安定した経営実現のため、自動車及び燃料に係る税制の見直しを図ること。

(3) 安心・安全な輸送手段の確保のため、高速道路等の修繕・保守・再整備を強化すること。

(石川県)

1. 高速道路割引制度

(1) 大口・多頻度割引やマイレージ割引を継続させるとともに、それらの共同精算事業が成り立つよう制度を継続させること。

(2) 中小企業の負担軽減となるように高速道路の料金制度を見直すこと。

(3) 高速道路料金の「休日上限1,000円」割引制度を復活させること。

6. 観光対策

1. 旅館・ホテルの建物に係る固定資産税の見直しが確実に実施されること。また、建物の評価額の算出に関する建築経過年数の基準を短縮するなど、全体として大幅な減税を講ずること。

2. 国が先導となって、中小企業に勤める従業員等が、計画的に有給休暇を取得できるような環境作り並びにリフレッシュ休暇取得の喚起を積極的に努め、国民の観光旅行の参加機会を増大させること。

3. 耐震改修促進法の改正にあたり、事業者負担を最大限軽減するための制度を確立するこ

と。また、耐震診断結果公表までの期間を延長すること。

4. 地域の共有財産である温泉は限られた観光資源である。現行の温泉法では、新たに温泉を掘削する場合は許可が必要であるが、これを拒む理由がなければ、許可をせざるを得ないのが現状である。そのため、誰でも温泉掘削が可能となり、係る状況では泉源が枯渇する恐れがあるため、早急な対応策を図ること。
5. 入湯税については、その用途を「観光振興」と「温泉資源の保護」の2点に限定すること。
6. 国内旅行費用について所得控除を講ずること。
7. 高速道路の「休日特別割引」（上限料金1000円）制度を復活させること。

(岐阜県)

1. 宿泊施設の固定資産税について

宿泊施設に対する固定資産税が大変重荷になっており経営を圧迫しているため、固定資産税の減免もしくは免除すること。

(石川県)

1. 観光対策

- (1) 旅館・ホテルの建物に係る固定資産税の見直しが確実に実施されること。また、建物の評価額の算出に関する建築経過年数の基準を短縮するなど、全体として大幅な減税を講じること。
- (2) 国が先導となって、中小企業に勤める従業員等が、計画的に有給休暇を取得できるような環境作り並びにリフレッシュ休暇取得の喚起を積極的に努め、国民の観光旅行の参加機会を増大させること。
- (3) 耐震改修促進法の改正にあたり、事業者負担を最大限軽減するための制度を確立すること。また、耐震診断結果公表までの期間を延長すること。
- (4) 地域の共有財産である温泉は限られた観光資源である。現行の温泉法では、新たに温泉を掘削する場合は許可が必要であるが、これを拒む理由がなければ、許可をせざるを得ないのが現状である。そのため、誰でも温泉掘削が可能となり、係る状況では泉源が枯渇する恐れがあるため、早急な対応策を図ること。
- (5) 入湯税については、その用途を「観光振興」と「温泉資源の保護」の2点に限定すること。
- (6) 国内旅行費用について所得控除を講じること

労働

1. 雇用・労働施策の拡充

1. 労働施策関連の各種助成金制度の周知を積極的に行うとともに、中小企業の実態に即した助成金制度を拡充し、同時に申請手続きの簡素化を早急に実施すること。
また、利用者の便宜を図るため、各省庁の助成金等全てに対応できる集中窓口等の開設を検討すること。
2. 雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の支給限度日数及び対象期間の拡大（現在は3年間で300日）、支給要件の緩和（現在は売上高又は生産量等の最近の3か月間の月平均値がその直前3か月又は前年同期に比べて5%以上減少していること）を図ることにより、中小企業で働く労働者の雇用を維持すること。

(愛知県)

1. 各種助成金制度の拡充と事務手続きの簡素化

労働施策関連の各種助成金制度の周知を積極的に行うとともに、中小企業の実態に即した助成金制度を拡充し、同時に申請手続きの簡素化を早急に実施すること。

また、利用者の便宜を図るため、各省庁の助成金等全てに対応できる集中窓口等の開設を検討すること。

(岐阜県)

1. 中小企業向けの雇用・労働関係助成金の拡充

現在、中小企業の人材確保、雇用維持、再就職支援、能力開発、雇用管理改善、両立支援のため、様々な助成金が設けられている。これらの雇用・労働関係助成金の更なる充実、助成内容の拡大、助成金の増額、支給要件の緩和、手続の簡素化を図り、中小企業が使いやすい助成金制度を構築すること。

例えば、雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の支給限度日数及び対象期間の拡大（現在は3年間で300日）、支給要件の緩和（現在は売上高又は生産量等の最近の3か月間の月平均値がその直前3か月又は前年同期に比べて5%以上減少していること）を図ることにより、中小企業で働く労働者の雇用を維持すること。

2. 中小企業の雇用対策

1. 雇用対策の推進に当たっては、地域中小企業の雇用実態を十分に把握し、中小企業の意見が反映された休日及び労働時間の設定を指導するなど、中小企業の実情に即した雇用対策を講ずること。さらに、雇用対策のための新たな助成制度等の措置を講ずること。
また、若年労働者やフリーター等の総合的な就業対策を継続、推進し、中小企業における若年者の採用・確保への支援を強化すること。さらに、日本のものづくり技術を継続、発展させるため、産業労働人口の減少対策として、長期的な視野に立った支援策を講ずること。

2. 中小企業の技術・技能承継のための人材育成、事業承継を強力に支援するとともに、人材育成機関としての中小企業組合に対する支援・助成策を講ずること。
3. 急速な高齢化の進展や厚生年金の支給開始年齢の引き上げなどの課題を解消するため、改正高年齢者雇用安定法（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律）が、この4月から施行され、原則として希望者全員が継続雇用制度の対象となるよう措置を講じなければならなくなった。

しかし、厳しい経済状況の下、雇用環境も悪化していることから、上記の高年齢者雇用確保措置の枠組みの維持と、中小企業の雇用実態に配慮した高齢者雇用に取り組みやすい支援策を講ずること。

具体的には、事業者規模等に応じて、継続雇用の対象となる従業員の給与補てんなどを目的とした助成金の創設や、税制上の優遇措置の拡大、既存にある高齢者が働きやすい職場環境改善のための専門家による相談・助言サービスの更なる周知と強化を図ること。

また、高齢者雇用を推進した結果、企業が若年者雇用を抑制することのないよう、就業機会の公平性に配慮して政策を推進すること。
4. 国は、障がい者雇用に取り組む中小企業に対し、長期間に亘る人件費等の支援策の創設や官公需を優先発注すること。

また、障がい者雇用において、事業協同組合等を活用すると有利になるので、事業協同組合等の活用について広く周知するとともに助成金を充実すること。

(愛知県)

1. 中小企業に対する雇用対策の推進及び支援の強化

雇用対策の推進に当たっては、地域中小企業の雇用実態を十分に把握し、中小企業の意見が反映された休日及び労働時間の設定を指導するなど、中小企業の実情に即した雇用対策を講ずること。さらに、雇用対策のための新たな助成制度等の措置を講ずること。

また、若年労働者やフリーター等の総合的な就業対策を継続、推進し、中小企業における若年者の採用・確保への支援を強化すること。さらに、日本のものづくり技術を継続、発展させるため、産業労働人口の減少対策として、長期的な視野に立った支援策を講ずること。
2. 中小企業並びに中小企業組合に対する人材育成・人材確保への支援

中小企業の技術・技能承継のための人材育成、事業承継を強力に支援するとともに、人材育成機関としての中小企業組合に対する支援・助成策を講ずること。

(岐阜県)

1. 中小企業へ就職支援策の充実・強化

地域の中小企業と大学等が連携、経営者による出前講座、合同説明会等によるマッチング支援を主な事業内容とする「地域中小企業人材確保・定着支援事業」が、平成25年度は、平成24年度の補正予算対応の中で事業実施されている。

当該事業では、“地域で日常的に大学生等と中小企業者が顔の見える関係を構築すること”で雇用のミスマッチを解消し、“中小企業者の将来を担う若手人材を恒常的かつ円滑に確保”することに繋げ、その仕組みを“地域において構築すること”を目的としている。

しかし当該事業が、補正予算対応であること、また単年度事業であることを要因として、

大学側、企業側においては、一過性のイベントで終始するのではといった捉え方もあり、事業目的が、その入り口の段階で達成を困難とする状況も窺える。

そこで、複数年事業として事業構築するなどの検討が求められる。

2. 中小企業と学生との雇用のミスマッチを防ぐための支援について

大企業志向の強い学生と、採用意欲のある中小企業とのミスマッチが起きている。中小企業は、情報発信力等の面で、大企業に遅れをとっており、有望な新卒の学生を採用することが困難（中小企業の情報が周知できていない）状況となっている。

そこで以下の通りの施策を要望する。

- (1) 職情報サイト等の求人情報発信媒体を活用しようとする中小企業に対して経費を助成する等の支援策
- (2) 組合として、傘下会員企業の採用活動をサポートするための人材育成や採用・確保（人件費等）に係る費用の支援
- (3) 組合のホームページから、傘下会員企業の求人情報を発信するなどを目的に、そのホームページの作成・リニューアルする費用補助

3. 新卒者の採用選考活動の在り方

大学等新卒者の採用に係る広報・選考活動のあり方について、現行の新卒採用は、倫理憲章の規定で「採用活動の広報開始時期は3回生の12月、選考開始時期は4回生の4月」と定められている。

しかし先般、「広報開始時期を3回生の3月に、選考開始時期を8月に設定する」、という案が浮上し、安部首相が4月に経済界に強く要請し、結果、大きな議論にもならない中で、その後ろ倒しが決まった。

具体的には2016年卒（現在の大学2年生）の就職活動で、この案が正式導入されることとなる。

しかし、広報活動の時期を後ろ倒しにすることは、学生側の情報収集の期間に逼迫感が生まれ、一層、中小企業へ目を向ける機会を逸することになっている。

また、広報・選考活動を通しての短期決戦化は、早期に内定を出した企業が有利になるような状況を招き、中小企業の対応は、一層、難しくなるのは勿論のこと、学生側、企業側の相互理解が十分に進まず、就職ミスマッチの状況が拡大する感がある。

そこで、新卒者の採用に係る広報・選考活動のあり方、スケジュールについては中小企業の取り組みに配慮した仕組み、スケジュールの再検討を求める。

4. 中小企業の雇用の実態に配慮した高齢者雇用対策（改正高齢者雇用安定法への対応）

急速な高齢化の進展や厚生年金の支給開始年齢の引き上げなどの課題を解消するため、改正高年齢者雇用安定法（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律）が、この4月から施行され、原則として希望者全員が継続雇用制度の対象となるよう措置を講じなければならなかった。

しかし、厳しい経済状況の下、雇用環境も悪化していることから、上記の高年齢者雇用確保措置の枠組みの維持と、中小企業の雇用実態に配慮した高齢者雇用に取り組みやすい支援策を講じること。

具体的には、事業者規模等に応じて、継続雇用の対象となる従業員の給与補てんなどを目的とした助成金の創設や、税制上の優遇措置の拡大、既存にある高齢者が働きやすい職場環境改善のための専門家による相談・助言サービスの更なる周知と強化を図ること。

また、高齢者雇用を推進した結果、企業が若年者雇用を抑制することのないよう、就業機会の公平性に配慮して政策を推進すること。

(三重県)

1. 障がい者雇用支援策の充実等

障がい者雇用に取り組む中小企業に対しては、長期間に亘る人件費等の支援策の創設や官公需の優先発注等の支援策を講じること。

また、障がい者雇用において、事業協同組合等を活用すると有利になるので、事業協同組合等の活用について広く周知するとともに助成金を充実すること。

3. 最低賃金制度

最低賃金の引き上げは、経済情勢、雇用動向や中小企業の生産性の向上等の状況を考慮するとともに中小企業の経営実態を直視し、当分の間見合わせること。

また、最低賃金制度を見直し、地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金を一本化すること。

(愛知県)

1. 中小企業の経営状況等を踏まえた最低賃金の設定

最低賃金の設定については、地方の中小・零細企業の経営状況や雇用実態、中小企業の支払い能力等の把握に努め、中小企業の生産性の向上の進展状況を踏まえた上で、地域の最低賃金審議会の自主性を損なわないよう配慮すること。

(三重県)

1. 最低賃金の引き上げ反対

最低賃金の引き上げは、経済情勢、雇用動向や中小企業の生産性の向上等の状況を考慮するとともに中小企業の経営実態を直視し、当分の間見合わせること。

また、最低賃金制度を見直し、地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金を一本化すること。

(石川県)

1. 特定（産業別）最低賃金

最低賃金の引上げには、生産性の向上や取引環境の改善による中小企業の底上げが先決であり、中小企業の経営実態を無視した引上げは行わないこと。また、特定（産業別）最低賃金は、その決定や運用にあたっては中小企業関係労使の意見も反映させること。

(富山県)

1. 最低賃金の見直し

最低賃金の引上げには、生産性の向上や取引環境の改善による中小企業の底上げが先決であり、業績が依然厳しい中での大幅な引き上げは企業の存続そのものを危うくすることから、経済情勢、雇用動向、中小企業の生産性向上の進展状況等を踏まえた上で行うこと。

また、特定最低賃金は地域別最低賃金の屋上屋を重ねるものであり、速やかに廃止すること。

4. 社会保障制度

1. 中小企業にとって、パートタイム労働者に対するニーズは年々増加しているが、所得税・住民税の非課税限度額が抑えられているため、繁忙期での就業を継続できなくなるケースがある。そこで、パートタイム労働者の継続的な就労促進のため、所得税・住民税の非課税限度額及び社会保険の適用年収基準を大幅に引き上げること。
2. 社会保障制度については、そのあり方に対する国民と企業の不信感を早急に取り除くため、将来的に安定した制度の確立に取り組むこと。また、毎年引き上げられる社会保険料は、使用者・労働者双方にとって負担増となっており、社会保険料の安易な引上げによって、中小企業の活力の維持・発展を阻害することがないように十分配慮するとともに、中小企業の経営実態に即した社会保障制度の改革と保険料の負担率の見直しを早急に進めること。

(愛知県)

1. パートタイム労働者に対する所得税等の非課税限度額の引き上げ
中小企業にとって、パートタイム労働者に対するニーズは年々増加しているが、所得税・住民税の非課税限度額が抑えられているため、繁忙期での就業を継続できなくなるケースがある。そこで、パートタイム労働者の継続的な就労促進のため、所得税・住民税の非課税限度額及び社会保険の適用年収基準を大幅に引き上げること。
2. 社会保障制度の早急な見直しと保険料負担率の軽減措置の実施
社会保障制度については、そのあり方に対する国民と企業の不信感を早急に取り除くため、将来的に安定した制度の確立に取り組むこと。また、毎年引き上げられる社会保険料は、使用者・労働者双方にとって負担増となっており、社会保険料の安易な引上げによって、中小企業の活力の維持・発展を阻害することがないように十分配慮するとともに、中小企業の経営実態に即した社会保障制度の改革と保険料の負担率の見直しを早急に進めること。

(三重県)

1. 協会けんぽの保険料率の引き下げ
医療費の増加傾向が続く中、協会けんぽの赤字体質は改善されず、保険料率は数年連続して引き上げられ、他と比較すると高率となっているので、引き下げること。

(石川県)

1. 社会保障制度
中小企業においては、収益性が厳しくなる中で、労務関係費の増加は、企業競争力の後退にも繋がりがねない。保険料の事業主負担分が安易に引き上げられることがないように、制度と負担のあり方を見直すこと。

5. 教育・人材育成

中小企業にとって優秀な人材確保が難しい中、経営革新等を行うには従業員の職業能力を向上する必要があるため、組合等連携組織などを通じた支援事業・職業訓練制度の拡充・強

化を図ることで、製造現場をはじめとする中小企業の技術・技能継承のための取り組みを強力に支援すること。

(三重県)

1. 職業訓練機能の充実・強化

中小企業が、国際競争力を強め、国内立地を推進するために、国は、中小企業のものづくり等の若年労働者の育成や技術・技能承継に対する支援策である、『キャリア形成促進助成金』を拡充し継続すること。

(石川県)

1. 労働雇用施策・支援

(1) 中小企業にとって優秀な人材確保が難しい中、経営革新等を行うには従業員の職業能力を向上する必要があるため、組合等連携組織などを通じた支援事業・職業訓練制度の拡充・強化を図ることで、製造現場をはじめとする中小企業の技術・技能継承のための取り組みを強力に支援すること。

(2) 外国人技能実習制度の趣旨が適法に実施されるよう制度運用の監視を行うこと。

(富山県)

1. 中小企業の人材確保・育成・定着対策の推進

中小企業における若年者の採用・育成・定着への支援を強力に進めるため、地域中小企業の人材確保・定着支援事業の拡充を図ること。

6. 外国人技能実習制度

外国人技能実習制度が円滑・適法に実施されるよう、次の措置を実行すること。

(1) 外国人技能実習生の受入れ対象職種・作業と受入れ人数を拡大すること。

(2) 外国人技能実習生の受入れ人数枠について、技能実習2号の人数を常勤職員総数に加えること。

(3) 入国管理局への申請書類の簡素化と審査期間を短縮すること。

(4) 外国人技能実習制度により3年間の技能実習が終了した実習生が、さらに高度な技術の修得を希望する場合は、再度技能実習できるよう改善すること。

(三重県)

1. 外国人技能実習制度の改善

外国人技能実習制度が効果的かつ円滑に推進できるよう、次の措置を実行すること。

(1) 外国人技能実習生の受入れ対象職種・作業を拡大すること。

(2) 外国人技能実習生の受入れ人数枠について、技能実習2号の人数を常勤職員総数に加えること。

(3) 大手ゼネコン等は、建設現場へ外国人技能実習生という理由で立ち入りを拒否することがあるので改善すること。

(富山県)

1. 外国人技能実習制度の見直し

外国人技能実習制度の円滑な運用と定着を図るため、技能実習生の受入れ対象業種の拡大、団体監理型における事業協同組合等の組合員の受入れ人数枠を拡大すること。

7. 労働関係法令の見直し

今年度は労働基準法改正の見直しが行われているが、中でも時間外割増賃金率の引上げは、中小企業については60時間超の割増賃金率の適用が当面の間猶予されているが、今回の見直しに当たっても中小企業の実情を十分配慮し検討すること。

(愛知県)

1. 中小企業の実情に配慮した労働関係法令の見直し

今年度は労働基準法改正の見直しが行われているが、中でも時間外割増賃金率の引上げは、中小企業については60時間超の割増賃金率の適用が当面の間猶予されているが、今回の見直しに当たっても中小企業の実情を十分配慮し検討すること。

(三重県)

1. 時間外割増賃金の引き上げ反対

労働基準法において、中小企業については60時間以上の時間外割増賃金率の引き上げが当面猶予されたが、本年度行う見直しに当たっても、中小企業の実態を十分考慮し、猶予措置を継続すること。